

太 田 市 公 告

令和8年4月19日に執行する太田都市計画事業東矢島土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により、公告する。

令和8年3月13日

太田市長 穂積 昌信

記

1. 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 12 人
2. 借地権者が選挙すべき委員の数 1 人